

用地調査等業務共通仕様書【本文】 新旧対照表

※下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)																				
第1条から第8条まで (略) (用地調査等業務の区分) 第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一および二 (略)	第1条から第8条まで (略) (用地調査等業務の区分) 第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一および二 (略)																				
表1 建物区分	表1 建物区分																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>判断基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td><td> <u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u> </td></tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td></tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td><td> <u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u> </td></tr> <tr> <td>木造特殊建物</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td></tr> </tbody> </table>	区分	判断基準	木造建物〔Ⅰ〕	<u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u>	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	 <u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>判断基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td><td> <u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_(在来)_工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</u> </td></tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組<u>(在来)</u>工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td></tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td><td><u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組_(在来)_工法以外の工法により建築された建物</u></td></tr> <tr> <td>木造特殊建物</td><td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組<u>(在来)</u>工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td></tr> </tbody> </table>	区分	判断基準	木造建物〔Ⅰ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_(在来)_工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</u> 	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組_(在来)_工法以外の工法により建築された建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
区分	判断基準																				
木造建物〔Ⅰ〕	<u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u>																				
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																				
木造建物〔Ⅲ〕	 <u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>																				
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_____工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																				
区分	判断基準																				
木造建物〔Ⅰ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組_(在来)_工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</u> 																				
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																				
木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組_(在来)_工法以外の工法により建築された建物</u>																				
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																				

非木造建物 〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u>
非木造建物 〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u>

(注) (略)

三及び四 (略)

第10条から第33条まで (略)

(保険加入の義務)

第33条の2 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第34条から第69条まで (略)

(木造建物)

第70条 木造建物〔I〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては、別記7別添の一 木造建物調査積算要領「軸組工法」（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、別記7別添一の二木造建物調査積算要領「ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第71条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の再建築費の積算が可能となるよう行う
_____ものとする。

2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

第72条から第80条まで (略)

(木造建物)

第81条 木造建物の図面及び調査書は、第70条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

(木造特殊建物)

第82条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものと

3 前2項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第71条 木造特殊建物の調査は、_____
前条第2項及び第3項を準用するものとする。

第72条から第80条まで (略)

(木造建物)

第81条 木造建物の図面及び調査書は、第70条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領_____
_____により作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領_____
_____を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

(木造特殊建物)

第82条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領_____を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領_____に準じ、次の各号により作成するものと

する。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

第83条から第91条まで （略）

（木造建物）

第92条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第81条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、別記6に定める建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）により行うものとする。

（木造特殊建物）

第93条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物算定要領により行うものとする。

第94条から第103条まで （略）

（居住者等に関する調査）

第104条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
- 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

する。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

第83条から第91条まで （略）

（木造建物）

第92条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第81条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領_____により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領_____第2条第3項_____

_____に定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、別記6に定める建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。）により行うものとする。

（木造特殊建物）

第93条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領_____第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物算定要領により行うものとする。

第94条から第103条まで （略）

（居住者等に関する調査）

第104条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
- 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五 その他必要と認められる事項（親族間、または会社と社員との間の賃貸契約でないか等） 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。 3 前2項の調査は、<u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、別記17 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（以下「仮住居要領」という。）</u>、<u>別記18 家賃減収補償調査算定要領（以下「家賃減収要領」という。）</u>又は<u>別記19 借家人補償調査算定要領（以下「借家人要領」という。）</u>により行うものとする。 第105条 （略） （調査書の作成） 第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 2 居住者等に関する調査書は、第104条の調査結果を基に居住者調査表（様式第12号の1、第12号の2）により作成することとし、<u>建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領</u>により作成するものとする。 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。 （補償額の算定） 第107条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。 <u>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u> <u>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</u> <u>4 移転雑費の算定は、別記20 移転雑費算定要領により行うものとする。</u> 以下（略）	五 その他必要と認められる事項（親族間、または会社と社員との間の賃貸契約でないか等） 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。 3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u> により行うものとする。 第105条 （略） （調査書の作成） 第106条 営業に関する調査書は、第103条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 2 居住者等に関する調査書は、第104条の調査結果を基に居住者調査表（様式第12号の1、第12号の2）に<u>所定の事項を記載することにより作成するものとする。</u> 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。 （補償額の算定） 第107条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。 <u>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</u> 以下（略）
--	---

用地調査等業務共通仕様書（様式） 新旧対照表

※下線部分が今回改正箇所

(新)

様式第 1 号から様式第 6 号の 1 まで (略)

様式第6号の2 (第47条関係)

土地調查表

整理 番号	
----------	--

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第7号の1から様式第12号の1まで (略)

(旧)

様式第 1 号から様式第 6 号の 1 まで (略)

様式第6号の2 (第47条関係)

土地調查表

整理	
采号	

不 動 産 登 記 簿						番 号				調 査 者							
表 題 部				権 利 部				分 割 部	用 地		____ 登記記録調査		調 査 年 月 日		調 査 者		
所 在 地	都 府 県			市 区			符 号		地 積	法人登記簿又は商業登記簿調査							
	町 村			大字						戸籍簿等調査							
地 番				地 目					残 地		課 税 評 価 格						
地 積									符 号		地 積					所有権以外の権利又は仮登記の調査	
所 有 者							現 況 調 査	地 目	地	積							
	備考																
—																	
—																	
—																	
戸籍簿登記簿等又は個人調査					その他土地等の評価に必要な資料の調査												

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第7号から様式第12号の1まで (略)

様式第 1 2 号の 2 （第 1 0 6 条関係）

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)		調査者		調 査 年月日		整理 番号	
建物所在地	都 府 県	郡 市	区	町 大字 字 村	番 地		
氏 名 又は名称				電話 番号	局 番(呼)		
続 柄	氏 名	生年月日	職 業		勤務先所在地		
世帯主又は法人 を代表する者		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家主氏名		家 賃	月 円	権 利 金 敷 金	円		
借家面積	㎡	借間面積	㎡	住居面積	㎡		
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間	年	住民基本台帳、 住民票、賃貸借 契約書_____ 等の有無			
使用状況	入居日 年 月 日	入居期間	年				
備 考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

以下 （略）

様式第 1 2 号の 2 （第 1 0 6 条関係）

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)		調査者		調 査 年月日		整理 番号	
建物所在地	都 府 県	郡 市	区	町 大字 字 村	番 地		
氏 名 又は名称				電話 番号	局 番(呼)		
続 柄	氏 名	生年月日	職 業		勤務先所在地		
世帯主又は法人 を代表する者		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家主氏名		家 賃	月 円	権 利 金 敷 金	円		
借家面積	—	借間面積	㎡	住居面積	㎡		
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間	年	_____ 賃貸借 契約書、住民票 等の有無			
使用状況	入居日 年 月 日	入居期間	年				
備 考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

以下 （略）